けいさつちょうくんれいだい ごう警察庁 訓令第19号

けいさっちょう しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん 警察庁 における障害を理由とする差別の解消の推進に関すたいおうようりょう さだ くんれい つぎ さだる対応要領を定める訓令を次のように定める。

へいせい ねん がつ にち 平成27年11月17日

th to the total three three

けいさつちょう しょうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん 警察庁 における 障害を理由とする差別の解消の推進にかん たいおうようりょう さだ くんれい 関する対応要領を定める訓令

もくてき (目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、警察庁の職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するためにからような事項を定めることを目的とする。

ていぎ (定義)

- ^{だい じょう} くんれい つぎ かくごう かか ようご いぎ 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それ とうがいかくごう さだ ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害 た しんしん きのう しょうがい を含む。) その他の心身の機能の障害をいう。
 - (2) 障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生 かつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい もの 活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。 (不当な差別的取扱いの禁止)
- 第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い(以下「不当な差別的取扱い」という。)をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するも

のとする。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

しょぞくちょう せき む (所属長の責務)

- 第5条 職員のうち、課長 (課長に準ずる職を含む。以下同じ。)以上の職にある者 (以下「所属長」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」 という。)から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に がする相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況 を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に たい ごうりてきはいりょ ていきょう てきせつ おこな しどう 対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた 場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう (懲 戒 処 分 等) そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

- だい じょう ちょうかんかんぼうそう む かこうほうしつ しょうがいしゃとう そうだんとう 第7条 長官官房総務課広報室に、障害者等からの相談等 たいおう に対応するための相談窓口を置く。
- 2 相談窓口においては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となるをようしますが、するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者の プライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- to こう そうだんまどぐち 4 第1項の相談窓口については、必要に応じ、充 実を図るようと う努めるものとする。

th Lup が けいはつ (研修・啓発)

- 第8条警察庁長官、各附属機関及び地方機関の長(以下 ちょうかんとう 「長官等」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進 を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものと する。
- 2 長官等は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各 デラー きだ ないよう けんしゅう じっし 号に定める内容について、研修を実施するものとする。
 - to the table to
 - (2) 新たに所属 長 となった 職 員 障 害を理由とする差別の かいしょうとう かん もと なられる役割

- ぜんこう ないよう かいすうとう しょうさい べつ さだ 前項の内容、回数等の詳細は、別に定める。 ちょうかんとう しょくいん たい しょうがい とくせい りかい 長官等は、職員に対し、障害の特性を理解させるととも かつようとう しょうがいしゃ てきせつ たいおう ひつよう かっようとう たい 障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等 いしき けいはっ はか により、意識の啓発を図るものとする。

ふ そく 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

べっし だい じょう だい じょうかんけい 別紙 (第3条、第4条関係)

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由と して、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供 せいげん しょうがいしゃ に当たって場所・時間帯等を制限する、障害者でない者に対 しょうがいしゃ けんり り しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利 えき しんがい きんし しょうがいしゃ じじっじょう 益を侵害することを禁止している。ただし、障害者の事実上 えき しんがい の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、 ひつよう とくべつ そ ち まとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害 そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりょ ていきょう 措置)、法に規定された 障 害者に対する合理的配慮の提供 しょうがいしゃ もの こと とりあつか およ ごう り てきはいりょ による 障 害者でない者との異なる取扱い、及び合理的配慮 ひつよう はんい を提供、等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべっつ 障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別 てきとりあつか 的取扱いには当たらない。

しょくいん などう さべってきとりあっか せいとう りゅう 職 員は、不当な差別的取 扱 いとは、正当な理由なく、 にょうがいしゃ もんだい じむまた じぎょう について、本質的に関係 害者を、問題となる事務又は事 業 について、本質的に関係 する諸事 情 が同じ 障 害者でない者より不利に 扱 うことであてん りゅうい ひっようる点に 留 意する必要がある。

だい せいとう りゅう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

世いとう りゅう そうとう にようがいしゃ たい しょうがい を理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどのである。職もとうなり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職とうするな理由に相当するかである。職とうな理由に相当するかでのよる場合である。職とうな理由に相当するかでかたで、具体はおきな理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を提及のするとずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を対してまる。はずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨をがなせずに正当な理由を拡大解釈するなどのである。ながときなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者のの強にには、対応なんの権利利益の観点に加く、対応をの保全、損害発生の防止その他の権利利益の観点に加

え、警察庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の かんてん かんが くたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき 観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的 に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、 にようがいしゃ りゅう せつめい りゅう かい え で 害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

だい ふとう さべつてきとりあつか ぐ たいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

いか 以下の1から5までの具体例は、不当な差別的取扱いに当た り得る。

- しょうがい りゅう まどぐちたいおう きょひ 第を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゅう たいおう じゅんじょ あとまわ 2 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 3 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの でいきょうとう こば 提供等を拒む。
- しょうがい りゅう せつめいかい とう しゅっせき こば 4 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 5 障害を理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添人の同行を拒んだりする。

なお、職員は、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、第2で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることに留意するとともに、上記1から5までの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること及がこれらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた第4 合理的配慮の基本的な考え方

 することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であ って、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡 しっ また かど ふたん か を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

はか けんりじょうやく ごうりてきはいりょ ていぎ ふ 法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、 せいき かんとう たい じむまた じぎょう おこな あ ここ こ 政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の ば めん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき 場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と むね いし ひょうめい ば あい している旨の意思の表明があった場合において、その実施に しょうがいしゃ けんり りえき しんがい ともな ふたん かじゅう 伴 う負担が過 重 でないときは、 障 害者の権利利益を侵害す しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ることとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、 ごうりてきはいりょ おこな もと ごうりてきはいりょ しょうがいしゃ合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者 しょうがいしゃ が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会に ^{さまざま しょうへき そうたい} おける様々な障 壁と相対することによって 生 ずるものとのい しゃかい わゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者 けん り り えき しんがい の権利利益を侵害することとならないよう、 障 害者が個々の ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつ場面において必要としている社会的障壁を除去するための必 まう ごうりてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重で ないものである。

しょくいん ごうりてきはいりょ けいさっちょう じむまた じぎょう もくてき 職員は、合理的配慮とは、警察庁の事務又は事業の目的をいった。 内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付けいするものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、及び事務また じぎょう の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を動まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、
「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮

し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社がいてようせいの変化等に応じて変わり得るものである。 職員は、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、たようだいとうに配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場か、 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場か、 しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいとう かんけいせい ちょうき はん その都度 音者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度 でうりてきはいりょ ていきょう べつに、後述する環境の整備を考慮 の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化に つながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的ではうへきではままない。 ひっょう を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、のようがいしゃなんとっとったとうで書者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精 しんしょうがい はったつしょうがい ふく とう ほんにん いしひょうめい こん 神障害 (発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困なん ばあい しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいり難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理にんとう コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

 っと 努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個をといる。 まんでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のである。したがって、各場面における環境の整備の状況に応じてある。したがって、ないようないないが、一般のでは、一般ので、一般のないで、一般のないで、一般のないが、一般のないで、一般のないで、一般のないで、一般のないで、一般のないで、一般のないで、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」と、「一般のない」といい、「一般のない」と、「一般のない」」と、「一般のない」と、「一般のない」、「一般のない、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない」、「一般のない、「一般
- 5 職員は、警察庁がその事務又は事業の一環として設置・ じたではまたでいるようでは事業の一環として設置・ 実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が 本のよきでではいりょないようにおりでいるといる。 理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が かたくとうでようけん でいきょうでいるとのないよう、委託等の条件に、この訓令 を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい かじゅう s たん き ほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

電量は、過重な負担については、具体的な検討をせずに動きな負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の1から3までの要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、 はようがいしゃ りゅう せつめい りかい え できると できるよう 努め できま者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- じ む また じぎょう えいきょう ていど じ む また じぎょう もくてき 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的ないよう きのう そこ いな
 - ・内容・機能を損なうか否か)
- このげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たい

 2 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体

せいじょう せいやく 制 上 の制約)

- ひょう またん ていど 3 費用・負担の程度
- _{だい} ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

以下の1から3までの具体例は、合理的配慮の提供に当たり得る。

- ごうりてきはいりょ ぁ え ぶつりてきかんきょう はいりょ ぐ たいれい 1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

 - (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。 パンフレット等の位置をわかりやすく教える。
 - (3) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、 「ようがいしゃ」をぼう。を 障害者の希望を聞いたりする。
- しょうがい とくせい ひんぱん りせき ひっょう ぱぁい かい (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会じょう ざせきいち とびらふきん 場の座席位置を扉付近にする。
- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がいしゃ たい しょくいん しょるい お 書者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固でおきぐ ていきょう 定器具を提供したりする。
- ごうりてきはいりょ ぁ ぇ いしそつう はいりょ ぐたいれい 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例
- ひつだん ようやくひっき よ ぁ しゅわ てんじ かくだいも じとう (1) 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字等の

しゅだん もち コミュニケーション手段を用いる。

- (2) 会議で使用する資料等について、点字、拡大文字等で作成 さい まのおの ばいたいかん はんごうとう こと え する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに 留意して使用する。

- ちゅうしゃじょうとう つうじょう こうとう おこな あんない かみ
 (5) 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをし

 たったった

 て渡す。
- (6) 書類記入の依頼時に、記入方法等を障害者の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。障害者の低頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ひゅひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たい ひゅ あんゆ にじゅう

 (7) 比喩 表 現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重

 ひていひょうげんとう もち でたいてき せつめい

 否定表 現等を用いずに具体的に説明する。
- (8) 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮をなり、当なとうならではなくであります。 必要に応じて適時に渡す。
- (9) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮をおこな行う。
- (II) かいぎ しんこう あ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性 に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
- かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理かい。 \hat{c} たい たい しゅうい もの り 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理かい え じょう てつづき じゅんばん い か 解を得た上で、手続の順番を入れ替える。
- (2) 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、 「しょうがいしゃ た れっ なら じゅんばん ま ばあい (2) 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、 「しゅうい もの り かい え じょう とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く 周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来る まで別室や席を用意する。
- (3) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- しゃりょうじょうこうばしょ しせつでいりぐち ちか ばしょ へんこう (4) 車 両 乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- たにん せっしょく たにんずう なか 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者の場合、緊張を緩和するため、とうがいしょうがいしゃ せっめい じょう しょうがい とくせい しせっ じょうきょう 当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況になって別室を準備する。
- (8) 非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報 かんり かか たんぼ え ぜんてい しょうがいしゃ りかい 管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を えんじょ もの どうせき みと 援助する者の同席を認める。

なお、職員は、合理的配慮については、第4で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なる多様かつ個別性の高いものであることに留意するとともに、上記1から3までの具たいれいについては、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること及びこれらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意するかのよう必要がある。

だい りゅういてん 第7 留 意点 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、 はんがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりっだい ごう きほんてき りねんおよ で 害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び ほう もくてき ないまえ、できるだけ取り組むことが望まれることを いみ まな まな ことを いみ まな まな ことを いみ まな まる。